

1. 平成27年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成27年9月24日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第123号 郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について

日程5 議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第125号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程7 議案第126号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について

日程10 議案第129号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について

日程11 議案第130号 郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程12 議案第131号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程13 議案第132号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について

日程14 議案第133号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について

日程15 議案第134号 大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程16 議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 山 川 直 保

2番 田 中 康 久

3番 森 喜 人

4番 田 代 はつ江

5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	佐 藤 宗 春
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長	岡 文 男	議会事務局 議会総務課 主 任 主 査	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時31分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 野田龍雄君、7番 鷺見馨君を指名します。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私は八幡市街地の将来のことについてお聞きをします。

八幡市街地は私の住んでおるところでありますので、多少我田引水、我が田に水を引くような質問もあろうかとは思いますが、お許しをいただきたいと思います。

現在、八幡町都市計画マスタープランの第2次策定作業が進んでおります。都市計画マスタープランは、都市計画法で定める市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的、体系的に示したものであります。

郡上市での都市計画法による対象区域は、八幡都市計画区域の818ヘクタールであります。平成8年度に八幡町都市計画マスタープランが策定され、20年間の期間でありますので、それ以後20年間にわたり計画が遂行されてきたわけでありますが、計画に基づいて事業が展開されてきた

わけですが、その取り組みの成果と今後の課題をどのように総括されているのかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） まず、八幡町の都市計画マスタープランですが、今議員さん御指摘のとおり、都市計画法第18条の2に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針として平成8年に策定されました。これを旧マスタープランと表現させていただきますけども、この旧マスタープランは平成8年度を初年度として、20年後の2015年を目標としています。現在第2次となる郡上市八幡都市計画マスタープランの目標年次を2036年の20年間の計画として策定中であります。

今回の策定に当たりまして、旧マスタープランの進捗状況を整理するとともに、取り組みの評価に関する住民に対するアンケートを平成25年度に実施をしています。

この旧マスタープランの取り組み状況としては、乙姫川の河川環境整備や吉田川の散歩道整備などの整備とあわせて下水道整備が完了しております。また、郡上八幡旧庁舎記念館や郡上八幡城下町プラザなど、集客の核となる施設が整備され、郡上八幡産業振興公社が設立され、観光面では一定の効果が上がっていると思っております。

それで、道路交通面では、交通社会実験を通じましてまめバスの運行を実施し、市街地への大型車両の流入抑制を実現したところでございます。一方で社会や経済情勢の変化もあり、郊外部における利便性の高い商業空間の形成や市街地内進行車両の交通規制、一方通行等は未実施となっております。

それで、マスタープランの取り組みの結果は、住民アンケートの結果にもあらわれておりまして、実施できた項目については、やはり満足度が高いものとなっておりますが、やはり実施できなかった項目への満足度が低くなっております。これは今後の課題として認識しているところでございます。

これらの現状を踏まえまして、八幡市街地の課題としまして、1つ、中心市街地の空洞化、空き町屋等の増加への対応、2つ目に、郡上八幡の強い個性である歴史文化の維持と継承、それから3つ目としまして、歴史的な都市環境を守り、生かす防災対策、それから4つ目としまして、観光化に伴う各種弊害への対応、5つ目に、環境負荷の小さい都市づくり、6つ目としまして、持続可能な都市の実現に向けての対応と考えまして、次のマスタープランの策定に当たっているところでございます。

それで、これらの課題を抑えつつも、八幡市街におきましては、今後は安全で住みよいまちづくりに必要な施設整備といったものに加えて、既存のストックの有効利用や新たなまちづくりの仕組みづくり、市民参加など、人に焦点を当てた計画としているところでありますので、よろしくお願い願

いしたいと思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この20年間の都市計画マスタープランの成果を一口に言えば、観光面ではかなりの成果をおさめたけれども、それに反していろんな課題も浮かび上がってきたということだというふうに思います。

特に今部長が言われた中で、市街地の空き家、空き地の増加が目立っておりまして、これが中心市街地の大きな課題だろうというふうに思います。アンケートの結果では、若い世代が定住をしてくれたらええなというようなことも市民の皆さんが答えておるといようなことを拝見しました。

それで、全ての課題に対して尋ねることはできませんけれども、幾つか選んでお尋ねをいたします。

まず初めに、社会資本総合整備計画というのがあります。これでは八幡地区での歴史的風致の維持向上に資するまちづくりという事業計画があります。その中に八幡中央市街地の人口の転入者の数値が向上することを目指して、平成25年度の転出超過数、28年度は18であります、平成31年には転入者数と転出者数を同数にする、社会増減ゼロにするというような数値目標が掲げられております。

そこで尋ねるわけですが、その目標を達成するための事業展開についてはどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） まず、社会資本整備総合計画、八幡中央地区都市再生整備計画事業につきましては、事業期間を平成27年度から31年度までの5年間の整備計画としまして、平成26年度に国から採択を受けた事業であります。

その整備範囲は、平成25年度に国より認定された郡上市歴史的風致維持向上計画の重点区域に位置づけられました八幡市街地の105ヘクタールとして、計画期間に基幹事業が5事業、それから提案事業の7事業を実施するものであります。総事業費としては約18億円で、国庫補助率45%の整備計画であります。

都市再生整備計画事業については、若干述べさせていただきます。平成16年の都市再生特別措置法の改正によって、市町村が都市の再生に必要な公共公益施設の整備などのハード事業等まちづくりに関するワークショップなどの各ソフト事業を一体的に盛り込んだ計画として、当時まちづくり交付金を充当する事業として創設されたものであります。平成22年度には社会資本整備総合交付金に一括され、現在、同交付金の基幹事業として都市再生整備計画事業は位置づけられているところであります。

この都市再生整備計画では、事業評価をよい判断のみに終わらずに、今後のまちづくりに反映するなど、まちづくりの成果を高めるためにPDCAサイクル導入による進捗管理が義務づけられているところであります。

また、計画の事業評価、それから事前評価と事後評価などは公表するということとされているところです。

このPDCAサイクルのP、プランにおいては、まちづくりの目標や数値目標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成するとされており、そのため八幡中央地区の都市再生整備計画では、まちづくりの目標及び数値目標を3つ掲げております。

目標1では、郡上八幡を特徴づける歴史町並み景観を保存・再生し、交流促進による地域活性化を図るとともに、住民が誇りと愛着を持って暮らせる住環境を整えるとして、その数値目標を町並みの美しさに関する住民満足度に設定しているところです。

それで、目標2では、防災対策や安全な歩行者や交通環境を整えることで、安心して住み続けられる住環境の向上を図るということで、その数値目標を災害に対して不安を持つ人の割合という形で設定しているところです。

それで、目標3において、今回、今議員指摘のとおり、数値目標である八幡中心市街地の人口の転入超過数を現在のマイナス18から平成31年度にはプラスマイナスゼロとする数値を設定しているんですが、このことは目標3の郡上八幡ならではの歴史的水利用資源や伝統工芸等の歴史文化を継承し、その本物としての魅力を発信することで、郡上八幡のファンづくりと、UターンやIターンなどによる定住化を促進することを受けて設定した数値目標であります。

従前の八幡市街地の転入者数マイナス18については、都市計画区域内において、平成26年の1月1日から同年の12月31日のこの1年間に、出生と死亡を除いた市外からの転入、それから市外への転出及び市内での転居を男女別に算出した合計値であります。

目標3で設定した、この数値目標を達成するためには、都市再生整備計画の整備方針である歴史的町並み景観の保全と形成、それから歴史的町並みを守り、安心して暮らせる住環境づくりのための防災対策、そして伝統文化の保存・継承とその情報発信における無電柱化の整備、ポケットパーク整備、道路修景整備、防災設備整備、積翠荘跡地利用整備、由緒書き整備、それから水のまちづくりの推進事業などの各種事業を着実に実施することで、安全安心なまちづくりの推進と町並み水辺景観など、郡上八幡の魅力をさらに向上したいと考えております。

この八幡市街地で問題となっている、先ほど指摘ありました空き家、空き地問題の解消と定住の促進につきましては、空き家の有効活用を先導する組織づくりとか、空き家の活用システムの構築などのソフト事業の展開を図り、また、現在郡上八幡産業振興公社が実施している八幡空き家活用プロジェクトなどと連携するなど、都市再生計画によるハード事業と空き家などを活用した定住促

進のためのソフト事業を一体的に事業展開して、八幡市街地における人口流出に歯どめをかけたいと、このように考えているところでございます。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この八幡市街地の平成31年度の社会増減をプラスマイナスゼロにするというようなことを入り口に、社会資本総合整備計画の全般にわたってお答えをいただきました。ありがとうございました。

この数値目標を達成するには、名前出ましたけれども、郡上八幡産業振興公社、ここが、この空き家対策を担っておってくれるわけでありますが、そうした公社を含む行政と、そして地区住民、そして建物の所有者、この三者の協働の精神が不可欠であろうというふうに思っております。

特に私も町なかに住んでおりますけれども、町なかの家というのは、壁一つ隔てて隣でありますので、隣の空き家にどんな人が入ってくるんやろうと、どういう人が入居されるんやろうというようなことも関心を持つところでありまして、できるだけ隣近所とコミュニケーションができる人がというような、そうした思いもあらうと思いますので、そうしたことも念頭に置きながら空き家活用事業が展開されることを望みます。

次に、関連がありますがお尋ねをいたします。八幡市街地の中心はどのあたりかといいますと、宮ヶ瀬橋を挟んで本町、橋本町、新町あたりだろうと思います。現在、この3町内では、本町では空き地が多くなりましたし、橋本町でも空き地が目立つようになりました。空き家から空き地化が進む傾向にあります、これ以上町並みが途切れるといいますか、崩れるようなことは阻止しなければならんというふうに思っております。

特に、中心市街地には文化庁が認定をした登録有形文化財の建築物が複数あります。もし仮にの話ではありますが、町屋づくりの最も象徴的な建造物である登録有形文化財の所有権が移転した場合、新しい所有者に保存する義務があるのかということも含めて、管理と保存のあり方について市はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

現在、郡上市におきます登録の有形文化財、これは郡上市全体でございますが27件ございまして、うち八幡町に23件ございます。この登録文化財でございますが、議員御案内のとおり、指定制度でございますと非常に重要なものを厳選いたしまして、許可制、それから、その反面に手厚い保護を行うといったようなものがございまして、この登録制度につきましては、届け出制と、それから指導、助言を基本としまして、緩やかな保護措置を講ずるというようなことになっております。

通常この登録の文化財でございますが、通常、望見、遠くから見るといふことのできる範囲が

4分の1以上変わる場合、あるいは移築というような場合には現状変更の届け出をしていただくということになっておりますが、登録することで、先ほど申しましたような指定制度ほどの規制に強く縛られることはないというようなものでございますが、今議員に御質問ございました所有者の変更につきましても、届け出を行えば可能であるということでございます。

なお、御案内のように、郡上市のほうの一例を挙げさせていただきますと、旧林療院というところでございます。これは医療機関でございますが、これは現在、郡上八幡楽藝館という市民ギャラリー展示施設といったようなものに、外観はそのままにしてございますが、中はそういう活用してございますし、旧八幡町役場の庁舎につきましては、観光インフォメーションの施設の機能を持ちました観光施設というようにところで外観はそのまま保存をしておるということでございます。

こういうように文化財として中の活用のほうは比較的自由に、それから外観につきましては、先ほど申しましたような緩やかに守っていくといったようなところが趣旨でございますが、所有者、あるいはこういう関係機関の方と新たな事業展開や、あるいは地域の活性化のために活用できないかというところを、もし今のような、例えば所有権が変わられる場合も届け出制で、その新しい所有者の方と調整、相談をさせていただいたり、あるいはその方が何かここを別のものに、あるいは一番避けていただきたいのは、登録の文化財でございますので、そこを全く建物をなしにしてしまうというようなことにつきましては、再現することが容易でないものをこういう登録文化財として登録をしてございますので、そういうことで、所有者の方と調整を図りまして、できるだけ守っていききたいというふうに思っております。

ただ、市のほうが、例えばその建物を買い上げる、あるいは寄附を受けてというような、先ほどの旧林療院というような例もございますが、できれば民間のほうでの活用を外観を生かしました店舗でございましたり、そういう民間においての活用をまず優先させて取り組んでいきたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 現在、郡上八幡産業振興公社では、中心市街地の町屋づくりの建築物を購入したり、あるいは貸借したりというようなことで、これからのまちづくりに向けての取り組みを始めておってくれますけれども、その公社の資金力にもやはり限りがあるんじゃないかというふうに心配をしております。

今、次長が言われましたように、登録有形文化財などの建築物を市の予算で購入するというような、そして保存するよなというのは、制度上も困難なことだと思いますけれども、これは都市計画マスタープランの新プランにも表記してあったんじゃないかと思いますが、例えば有志の方から出資を募り、基金をつくり、そのお金を活用して、そうした町屋づくりの建物の管理、あるいは活

用するというような方法なども考えていく必要が出てくるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、この社会資本整備総合交付金を活用する八幡中央地区都市再生整備計画で、道路修景整備事業があります。この市街地の、特に中心市街地の道路を見ますと、経年劣化が著しい市道の舗装改良が望まれておりまして、来年度から3カ年で計画をされておるということであります。

その市道の島谷用水沿いには、敷石を埋め込んだ道路があります。その敷石のために歩行者や自転車に乗った人が通行に困るというようなことも聞いております。バリアフリー化を進めなければならない時代にあって、通行の障がいになるということは言い切りませんが、そうした敷石をそのままにしておくのがよいのか、あるいは撤去するのがよいのか、どのような方針であるのかお尋ねをいたします。

あわせて、その市道に接するところで、同様の劣化状態にある県道があります。この県道の舗装改良についてはどのようなお考えであるのかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 今2点ほどの質問に対してお答えいたしたいと思います。

まず、整備の概要についてであります。八幡中心市街地における水路沿いの敷石の整備につきましては、平成12年の8月に当時大臣承認を受けた町並み環境整備事業で、平成13年度において市道の新町城南町線の新町今町通り、それから市道橋本町と桜町線の中央通り及び市道常盤町安久田線の乙姫川沿いの道路で、この道路の美装化事業として路面のカラー舗装化と交差点部に並ぶ水路沿いの敷石整備が実施されております。

これらの路線における敷石整備につきましては、交差点部分で12カ所、それから新町今町通り、それから中央通りの水路沿いで、左右合わせて延長約1キロメートルが整備されております。

それで、当時、町並み環境整備事業のその実施に当たっては、事業対象区域の中心市街地9地区による郡上八幡中央区域町民会議が組織されまして、整備内容などに係る各地区の取り決めが検討されるとともに、地区住民のワークショップなどを開催しまして、地区ごとの町並みルールと、道水路等の整備方針が決定されたという経緯があります。

敷石整備についても、これらの経緯などによって検討されてきたものであり、歩行者と車両が混在する八幡中心市街地において、歩行者の安全を確保するため、また交差点部分においては歩行者と車両の相互における交差点認識を強調させるとともに、車両スピードの抑制のために整備されたものであります。

また、新町・今町通り、それから中央通りに設置の水路沿い敷石については、景観的配慮による外側線の代替として、また歩行者の歩行動線確保のため車両への注意喚起も含め整備されたものであります。

平成26年度採択の八幡中央地区都市再生整備計画事業におきましては、計画期間の平成31年度までに、これら路線における道路修景の再整備が位置づけられているところであります。

それで、整備する内容としましては、この町並み環境整備事業での整備から14年間が経過しておりますので、カラー舗装の劣化も著しいということから、舗装などの改良を行うものであります。そのときに水路沿いの敷石についても整備された経緯と整備後のがたつきなどによる地区住民からの改良の要望、それと苦情等も踏まえまして、再整備に当たっては住民のワークショップを開催するなど、地区住民の方の意見を十分反映して、そういう形で整備を行っていききたいと今考えているところであります。

それからまた、八幡市街地の北町から南町までの県道有穂・中坪線のカラー舗装につきましては、隣接の市道と同様に中心市街地の景観向上のため、14年度から19年度にかけて順次県において整備を実施していただいているところであります。

それで県道有穂・中坪線におけるカラー舗装についても、整備後の経年劣化が全体的に見られますので、県において補修をいただいておりますけれども、特に劣化が著しい交差点部の各所においては、平成26年度においてカラー舗装の打ちかえを行っていただいているところです。

また、劣化が著しかった郡上八幡城下町プラザですが、そのの泉町から肴町交差点までの直線部の約150メートルについても、観光客の郡上八幡の玄関口でもありますので、今年度に全面的にカラー舗装の打ちかえを行っていただいたところであります。

それで、今後におきましても、発生する不良箇所につきましては、同じような仕様で路面の補修や打ちかえなどを積極的にやっていただくように県のほうへ要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 敷石については、私も覚えがありますけれども、地区会の集会などに現物を持ってきていただいて、こういうものを敷きつめたいんやというようなことで了解した経緯はあります。それは見た目がええやろうというようなぐらいのことで、実際完成してみると、極端な話では、スーパーから卵を前の自転車のかごに乗せてうちへ帰ったら卵が割れておったと。敷石の上を走って帰ったらというような、そのような話もありましたけれども、本当のような。

やはり、今部長が言われたように、じっくり地区の住民の方と相談をしながら、見た目は大変修景的にはいいものでありますけれども、実際の生活ではどうだというようなこともありますし、劣化が進むと危険というようなこともありますので、話し合いの末に結論を出していただきたいというふうに思います。

また、見た目といいますと、このカラー舗装も大変見た目は落ち着いた感じがしていいわけです

けれども、技術的には向上したかもしれませんが、今のカラー舗装、大変穴ぼこができやすい、そんなような品質の悪さが目立ちますので、このカラー舗装についても地区の、あるいは地域の住民の方とじっくり話し合いをしながら、普通の舗装でいいのか、カラー舗装でいいのか、方向性を決めていただきたいというふうに思います。

また、県道の舗装改良については、私たちも県に要望をしていかなければならないと思っておりますけれども、そこに住んでおる住民にとっては、県道であるのか、市道であるのかということとは関係のない生活道路ということですので、今部長が言われましたように、どうか郡上市としても市道の舗装改良にあわせて県道の改良が実施されるように、格別な、格段な御尽力をお願いしたいというふうに思います。

次に、交通の関係でお尋ねをいたします。

八幡中央市街地の現状と課題を考えると、観光シーズンの激しい交通の混雑を解消するための対策を構築することが肝要だと思います。

私は平成22年3月定例会での一般質問で、八幡市街地の交通システムの見直しと題して市の考えをたどしました。そのときの答弁では、周辺部の臨時駐車場と市街地をシャトルバスで結ぶパークアンドライド方式による交通整理などの調査研究をするとの答弁でありましたが、その後の交通システムの整備状況と今後の方針がどのようにお考えであるのかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） まず、八幡市街地の観光客の増加によって市街地のほうは活性化されるというような大きな効果はあるわけですが、一方、観光車両が市街地の中心部のほうへ流入してくるわけで、ピーク時には激しい混雑があるということでもあります。

それで、現在策定中の先ほどからお話してます郡上市八幡都市計画マスタープランの中では、観光客車両の流入を受け入れる駐車場需要の増大に伴い、空き家を取り崩され駐車場になるケースもふえておるわけですが、このような駐車場の増加は、町なかの魅力をそぐことになりますので、結果としては来訪者が減少して、活気がなくなって、さらには空き家とか空き地がふえるという悪循環に陥るというような危険性を課題として捉えているわけでございます。

それで、特に観光シーズンにおける市街地地内の交通混雑の解消を図るとともに、魅力ある町並み景観を維持形成していくという目的で、歩行者優先の交通の環境づくりを進めるという方針としております。

それで、具体的には市街地を取り囲む環状道路網が整備されていることから、市街地への観光車両の流入を抑制するため、環状道路沿いの駐車場の整備とか、市街地においては自動車と歩行者を厳格に区分するのではなくて、自動車と歩行者が道路空間をうまく共有するようなシステムの導入を基本として考えているところでです。

この交通システムの検討の進捗状況につきましては、平成24年度から26年度の3年間で八幡市街地での駐車場の調査をしまして、また今年度交通量の調査をしているところですが、基礎データの収集と分析等を今進めているところでございます。

しかし、この交通の問題は個々、人によって生活とも密接にかかわることですから、合意形成を図りづらい側面があるわけですが、今後は住民などによるワーキング組織の立ち上げや社会実験を通じまして、その効果と課題を検証するとともに、住民の合意形成について、実際の道路ではかることも想定しております。そしてまた、これらのシステムと連動する形で市街地への循環バスなどの運行の方策や見直しや新たなシャトルバスの運行や、それから小型電動カーなど、そういうものの新たな支援のシステムについても検討を行って、計画となっているところであります。

そのような状況ですので、よろしくお願いしたいと思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 確かに交通の問題は住んでいる私たちにとっても重要なことでありますし、観光にみえる方にとっても大事なことであります。

そこで、市民の日常生活の快適性を尊重するのか、あるいは観光客の利便性を優先するのか、これは八幡市街地のこれからのまちづくりの根幹にかかわる大事なことだと思っておりますので、十分な議論をしながら今後の方針を進めていっていただきたいというふうに思います。

最後の質問です。昭和29年八幡町川合村、相生村、口明方村、西和良村が合併し、新生八幡町が誕生いたしました。その合併に際し、8カ条の新町建設基本方針、新しい町の建設基本方針が策定されております。

その中の一つに、中心部は都市計画法の適用により、道路、公園等の整備を図ると明記をされております。その方針に基づき八幡都市計画区域の設定、あるいは事業が開始をされて、それが後の八幡都市計画マスタープランに発展をしました。

そうしたことで、今日の八幡市街地のありようについては、合併時の新町建設基本方針が原点であるというふうにも聞いております。現在、郡上市では総合計画の策定作業に入っておりますけれども、「これからもずっと郡上もっと郡上」という、このスローガンを具現するためのグランドデザインといいますか、長期にわたって遂行される大規模な計画というようなものの必要性については市長はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

まちづくり、地域づくりを進めていくには、できるだけ将来を見通しながら一つの考え方を持って、それも誰か1人のというのではなくて、できるだけ市民が共感、共有できる一つのビジョンを

持ちながら、それに取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

そういう意味で、上田議員のほうから八幡町のまちづくりについては、昭和29年の八幡町の合併のときの新町建設計画というものが一つの原点であり、基本になって、今日の八幡町の特にこの町などが整備をされたというお話がございました。

そういう意味では、私ども今回平成16年に郡上市が合併をして、これからの新市づくりをどうしていこうかということを合併前の町村の皆さんが話し合われてつくられた、その原点ともいうべきものは、この新市建設計画というものだろうというふうに思っております。

御承知のように、新市建設計画で見込まれた人口や財政とかいったようなものは、やはりいろいろと時間の経過とともに当初想定をしていたものとは違う現実の推移をたどったりなんかしておりますけれども、しかし、みんなでこの快適で活力ある、あふれる「わ」の里郡上づくりをしようと、こういうことで皆さんが決意を固めて新市建設に取り組んだ、この原点は非常に大切なものだというふうに思っております。

その後、郡上市としましては、平成18年度から今年度までの第1次とも言うべき総合計画というのを策定をいたしまして、また、この総合計画でもみんなで作る郡上、人と自然が調和した交流文化のまちづくりと、こういう理念を掲げてまちづくりに取り組んできているわけでございます。

私も今、御指摘になりましたように、今回、郡上市が合併をして10年を迎えたところで、「これからもずっと郡上もっと郡上」ということを一つのスローガンに掲げました。

しかし、皆様からすると、何がもっとなのだと、何がずっとなのだとということが質問をされるかもしれませんが、疑問を持たれるかもしれませんが、私はこの言葉の中にいろんな人の思いを込められるスローガンとしてこういうものをちょっと提唱をしたという思いがありますけれども、要は、ずっとというのは、これからも持続保持をしていきたいなと思うこと、そして、もっとということとは、そうしたものをさらに磨いて進化をさせて、そして外に対しては発信をし、より活用をするといったような意味合いを込めて、「ずっと郡上もっと郡上」ということを申しました。

何がずっとなのか、何がもっとなのかということを考えたときに、やはり私はこれは郡上の持っている山や川に代表される自然ということ、それから郡上の先人が歩んでこられた歴史、文化、そしてそういうものの積み重ねとしてつくられてきた里や町というもの、そして、この郡上の風土で育てられ、鍛え上げられてきた郡上の人と、こういう言ってみれば山、川、里、町、人と、こういうものをさらに郡上のいいものを保持しながら、そしてそれをさらに磨いていきたいということを考えております。

それから、もう一つ、ずっと郡上というふうに申し上げている一番の基本的な考え方は、やはり基礎自治体としての郡上市というものを今後もいろんな時代の荒波があってもしっかりと維持、存続をさせていくんだと、こういうことではないかというふうに思っております。

その郡上のグランドデザインということを言いますと、今のしかし、これらの新市建設計画、あるいは総合計画等を見ましても、特に上田議員がおっしゃっておられる、こういうことではないかなと思っておりますのは、郡上という市域をどのように空間利用をしていくかというような意味の計画にやや弱いのではないかなというようなことの御指摘があるかもしれませんが、私はこれは新市建設計画の中に7つの拠点を、いろんな交通軸とか、あるいは機能というような形で、そういうと失礼ですが、非常に概略的ではありますが、都市構造概念図というような形で将来あるべき郡上というものを示しておりますので、この方向は決して間違っていないというふうに思っております。

こうしたこれからの郡上づくりということに対して、答弁長くなって恐縮でございますけれども、今進められております第2次の総合計画、あるいは今まさにつくろうとしております地方創生の総合戦略とかいろんなものを踏まえながら、こうしたもう一度ここ10年ちょっとたったところで郡上市のそうした方向というものをみんなで議論をして、基本、総合計画の基本構想、これは住民自治基本条例で議会の議決もいただくところの部分でありますけれども、そのような中に今の時点における情勢分析、あるいは将来の洞察、そういったこと。今後の時代の流れがどういうふうになっていくのかというメガトレンドであったり、あるいは郡上市がいろんな交通網が整備されていく中に地政学的にどういう立場に置かれているのかというようなことを十分考えながら、方向づけをできれば総合計画の中でやってまいりたいというふうに思います。

御質問にお答えをするとすれば、そういうやはりグランドデザイン的なものは必要があるというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） もうすぐ郡上市の将来像を一般募集した夢論文・作文の結果が発表されるということで、今市長が言われた、そうした思いに肉づけする形で夢論文・作文の中から、「これからはずっと郡上もっと郡上」にふさわしいような、そんな答えが出てくるのを楽しみにしております。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。よろしくお願いします。

郡上市の一般会計ということで、地方自治法第294条第4章財産区ということですが、まず地方自治法の財産区に関する法律をインターネットで引き出し、コピーしましたので、これを一部朗読いたします。地方自治法第294条第4章財産区、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、市町村及び特別区の一部で財産を有しもしくは公の施設を設けているもの、または市町村及び特別区財産区の廃置分合もしくは境界変更の場合におけるこの法律もしくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基づき市町村及び特別区の一部が財産を有しもしくは公の施設を設けるものとなるもの（これを財産区という。）があるときは、その財産または公の施設の管理及び処分または廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分は廃止に関する規定による。

2項として、前項の財産または公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

第3項に、前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

以上、地方自治法第294条4章第3項を抜き書きしましたが、私が以前にも申し上げましたとおり、市の会計は財産区の金を一般会計の中に入れてしまって金銭的な区別がないので残高が全くわからない。財産区は元公団造林、現在国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターと長い名前ですが、センターとの契約にて、造林、枝打ち、間伐などの施業費が入金されますが、全て市の一般会計へ入金されますので、財産区のほうでは事業も完了して、森林整備センターの検査も終わったのだから、もう施業費が入金されてもよいはずだと思っても、全くわかりません。こちらから請求して調べていただき、初めて入金を確認できる状態です。したがって、事業費の支払いに支障を来し、業者に迷惑をかけている状態です。市は法律に従って市が管理すると言われるので、私も法律を追求してみました。

前文で申し上げましたとおり、地方自治法294条第4章財産区の3項で、地方公共団体は財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならないとはっきりうたっています。

市の会計管理者は予算書、決算書を見ていただいたとおり、はっきり分けてあると言われますが、地方自治法で明記してある分別ではなく、便宜上の分類であり、分別とは字のとおり、分けて別にすることです。

一般会計という器の中では取り出して分別した財産区専用の会計、金融機関の通帳に入れなければならない。したがって、わずかではありますが、預金利息は全部払い落とされて、財産区の残高は正味しかありません。金銭が少なければ利息は取り上げてもよいとも言われるのか。これは明らかに公金の不正運用です。少し言い過ぎかも知れませんが、しかも金融機関の財産区としての残高証明がとれない、こんなことが行政の中で当たり前のように平然と行われてよいのか、これは明らかに地方自治法を無視した行政ではないか。

ここでまず会計管理者に質問をする前に、私は議会代表として村瀬監査委員に質問をいたします。議会代表監査委員の立場からこれは違法であると判断されるか、また違法だと判断されたら執行者に対してどのように指導されるか、ないと判断されるか、違法でないと判断されるなら、その理由を監査委員として明確にされたい。地方自治法294条3項、財産区の収入及び支出については、会計を分別しなければならないとあるのに分別してありません。法律を無視してよいと言われるか、監査委員としての議事録にも記載されることを確認されながら答弁を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

監査委員 村瀬弥治郎君。

○監査委員（村瀬弥治郎君） ただいまの質問に関しましては、私は議選監査委員ということで、齋藤代表監査委員も同様の意見ということで、齋藤代表監査委員のほうから答弁をいただきます。

○議長（尾村忠雄君） 代表監査委員 齋藤仁司君。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、お答えいたします。

市の歳計現金としては会計管理者の口座で一般会計と、それから特別会計を管理されております。したがって、各財産区特別会計における日々の歳入歳出につきましては、毎月ですけれども、収支日計表もありまして、各会計ごとに適切に処理されておりまして、法律的には何ら問題ないと考えております。

以上です。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） このことについては、また会計執行者のほうに改めて質問をいたしますので、次の質問をします。

次に、会計管理者に質問します。これは違法であると判断されるか、同じ質問ですが、そうだと判断されると、今後どのように改善されるか明確に説明を求めます。また、違法でないと判断されたら、その理由を明確に説明されたい。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 会計管理者 佐藤宗春君。

○会計管理者（佐藤宗春君） それでは、私のほうから郡上市の会計事務をつかさどる会計管理者として明確に答えさせていただきたいと思います。

ただいまの質問なんですけれども、財産区の現金、いわゆる資金ですけれども、これを市の通帳で一括管理運用することは違法性があるのではないかという指摘だと思います。これは何ら違法性はなく、法律に即した適切なる運用管理をしていると理解をしております。

議員ただいま御説明いただきました地方自治法294条においては、財産区の意義とその事務について定められており、その第3項、地方公共団体は財産区の収入及び支出については、会計を分別

しなければならないと規定しております。この会計を分別するということは、この財産区の収入、支出の経理を一般会計と区分するという意味であり、決して現金の管理を分別するというふうに規定しているのではなく、おのおのの財産区ごとに通帳を分けてという意味ではございません。

つまり財産区は独立した特別地方公共団体でありますので、そういった収入支出についても明確にしておく必要があるということで、こういった会計を区分して経理するということを言っているのであります。

郡上市においては、郡上市特別会計条例によりまして、現在あります大和、白鳥、牛道、石徹白、高鷲、下川、明宝、和良の8つの財産区を特別会計として設置し、会計を分離して管理しています。

先ほど議員の質問の中で、財産区のお金を一般会計の中にあるという表現がありましたけれども、財産区はこういった格好で特別会計として扱っているということでございます。

財産区で取り扱う資金については、当然公金でありますので、郡上市の歳入歳出に属する現金、これを歳計現金と言っておりますけれども、歳計現金として安全性、流動性、効率性を基本原則として一括管理運用をしている状況でございます。

また、先ほどの地方自治法294条の第1項において財産区の財産または公の施設管理及び処分または廃止については市の規定によるとされております。また、地方自治法施行令第222条においては、財産区の財産に関する規定は市の一般会計の規定を準用することと定められております。このことはつまり市においてこれらの事務を執行するものは市長であります。財産区の執行機関として市長が財産の管理処分を執行し、会計管理者が出納事務を行い、監査は市の監査委員が当たる。そして議決機関としては郡上市議会が当たるということになります。当然各財産区の自主性を尊重して管理運営を図るという意味から、郡上市財産区管理会に関する条例により、各財産区の管理会を設置いたしまして、財産の管理運営については、管理会の同意を得て実施することとなっております。

以上のことから、財産区の現金、資金については、市の会計管理者の責任において歳計現金として一括管理運用を行うべきであると、このように考えております。このことについては行政実例として国、総務省より見解が示されているところであります。

もう一つ、平成21年の3月の定例議会において、議員のほうより、1つ目として、財産区の財産を財産区以外の事業に使う場合には、市の会計へ繰り入れて、市の予算を通して執行すべきではないか。

2つ目として、財産区の資金は公金であるので、管理会が保有、管理、執行するのではなく、法令や市の規則にのっとった公金管理の形態に整えるべきではないかとの意見、提案がありまして、それを受け、市は財産区財産の管理及び処分に関する方針をまとめ、こういった流れの中で市議会、財産区管理会の基本的な承認を得て、同年、平成21年9月から、この方針に沿って運用を行っている状況であります。

つまり、財産区の公金の管理及び出納については、管理会の同意を得ながら会計管理者、出納員及び会計員が行うものとする。財産区管理会の承認のあったところから公金を郡上市会計課へ移管するよう進める、こういった取り決めがなされた経緯があるということを申し添えさせていただきたいと思います。

それと、質問の中に御指摘のあった財産区の運営上の問題点というようなことで、財産区への入金及び残高がわかりづらいということでございますけども、これにつきましては、収支管理状況については毎日会計課においてその日の収入、支出、残高を公金収支日計表としてまとめております。また、その支出、収入において詳細に調べる場合においては経理簿というようなことで、すぐわかる状況となっております。

先ほど収入があった場合などわからないということですが、こういった場合は市の財産区担当者、各振興事務所の振興課の財産区担当のほうと連絡を密にしてもらうとともに、こういった場合には管理会会長のほうに適宜報告するという、このような状況にはなってますけれども、また再度こういった格好になるよう強化していきたいと思います。

それと事業費の支払いに支障を来すということですが、こういったことがあってはならないことなんですけども、先ほど言いましたように、財産区担当者と連絡を密にとっていただくとともに、仮に分収造林事業等において、その事業が終了後、その事業収入が支払いがおくれとという状況で、委託業務等の支払いに財産区の会計の残高不足、こういうふうに生じた場合でも、その財産区の予算の範囲内であれば、市が行っている資金の一括管理運用であれば、その予算の範囲内において内部の資金を調達し使用する、これを振りかえ運用というようなことを言っておりますけれども、これが自動的に行える状況でありますので、遅延なく支払いができる状況、そういった利点、メリットがあるということです。

それと、3番目に預金利子についてですが、以前はいろいろ迷惑をかけた場面はあったかもしれませんが、平成26年度より、各財産区のその日ごとの収入、支出、そういったものからおの利息計算を行い、利子として計上している状況であります。

最後に残高証明ですが、金融機関からということにはなりません、先ほど言いましたように、会計課においては公金収支日計表により、その日の残高がその日ごとにわかる状況でありますので、郡上市会計管理者の証明ということであれば、発行することは可能ということでございます。

私のほうからは以上でございますけれども、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） いろいろ説明をされましたが、一般会計の中に入っておるということは間

違いはないです。これは昨年の総務部長からも一般会計の中に全部入れてまうんや、その中で分別してあるだけや、こういうことをはっきり言われましたが、そういうことで、財産区の会計が一般会計に入れてあることを今いろいろ述べられましたことは、何か正当化するための弁解であって、私の質問は、地方自治法第294条3項の地方公共団体は財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない、はっきりうたっている。そのことを分別していないから法律違反でないかと申し上げるものであります。このことについて法律を曲げてでも別にしなくてもよいと言われるのか、その地方自治法294条3項の解説を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、ただいま田中議員から質問がありました地方自治法294条3項、地方公共団体は財産区の収支、収入及び支出については会計を分別しなければならないということでございますけど、行政はこういった処理をするところでございますけど、特にその趣旨を理解するために参考になっている書類というのがございますけど、これは地方自治制度研究会というところが編集しております地方財務実務提要というもので、行政が財務の実務をやるときにどういった趣旨で行うかということの問答集で手引でございます。

その中で、今のただいま御質問ありました会計を分別するというところの趣旨について質問がしてありまして、そのことについての回答としましては、財産区の収支は市町村の収支として形式的に処理されるものですが、市町村の会計と分別することが必要であり、特別会計を設けて処理することは運用上適当であると、はっきり特別会計を設けて処理することが適法であるというようなことが明記してあります。

そういったことからしましても、郡上市としましては、ただいま会計管理者が申し上げましたように、各それぞれの財産区の特別会計を設けて処理をしておるという状況でございますので、こういったことから法にのっとった処理がされていると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問に移ります。

地方自治法296条の3財産区というところですが、市町村長及び特別区の区長は財産区の財産または公の施設の管理及び処分または廃止で、条例または前条第1項ただし書きに規定する協議で定める重要なものについては財産区管理会の同意を得なければならない。市町村長及び特別区の区長は財産区の財産または公の施設の管理に関する事務の全部または一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会または財産区管理委員に委任することができるとあります。

そこで質問ですが、このことについて、郡上市の各財産区は数十年間にわたって委任され、何ら

ふぐあいもなく運営されてきたものを、財産区管理会の同意がなければ何もできないのに、今になってなぜ改革をして、会計まで一般会計へ繰り入れてしまったのか、弱者に対する職権の振り回しであると、私はそう思います。

その証拠に、市内の各財産区は統一されていない、全部バラバラであります。このことについて、一般に公開しても市民に納得のいく統一された説明を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、1点、地方自治法296条の3の第1項でございますけど、財産区の財産または公の施設の管理及び処分または廃止、条例または前条第1項ただし書きに規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならないというところについては、このとおり法的に、そのとおり執行されておるというふうに考えております。

2点目でございますけど、財産区の財産または公の施設の管理に関する事務の全部または一部を財産区管理会の同意を得て財産区管理会または財産区管理委員に委任することができるというところで、田中議員のおっしゃるとおりで、趣旨のとおりでございます。

ただし、この件についてでございますけど、これも行政実例って実はもう1個の本があるんですけど、今までのこういったことの行政に対する実例で、どう取り扱うかというところでございますけど、その中でございますけど、市町村長が財産区管理会に委任できる事務の範囲というところが書いてございまして、その中で、委任できる管理行為であっても、市町村長に専属すると考えられる次のような権能は財産管理会に委任することができないと明記されております。

その1つが、財産区の歳入歳出予算を調整すること、2つ目が、財産区財産の処分に関して市町村の議会の議決を経べき事案について、その議案を提出すること。それから3点目でございますけど、財産区の収支を命令し、金銭または物品の出納保管をつかさどることを委任することはできないというふうに規定されておきまして、こういったところからおきまして、公金の管理、執行については市が執行することが適当というふうに示されておりますので、それにのっとったものでございます。

それから、市のものが統一されていないかというような、扱いが統一されていないというところでございますけど、ここの統一されていない経緯でございますけど、これは先ほど会計管理者からも回答がございましたけど、平成20年度の決算審査におきまして、監査委員からそういった意見が出されております。先ほど言ったとおりでございます。

それを受けまして、郡上市としましては、財産区、財産の管理及び処分に関する方針というものを定めまして、財産区管理会長会議、議会全員協議会、行財政改革特別委員会等で協議をしていただき、そういった説明もさせていただきまして、会計の移行というのをお願いして、その中で了解を得られた財産区から順次公金についての通帳とも市の会計のほうで移行していただいとるという

ものでございます。

その結果でございますけど、現在、8財産区のうち5財産区におきましてそういった協力をしていただきまして、そういった法にのっとった処理がされておるというものでございまして、あと3財産区については、引き続きこれからそういった公金の管理については市のほうでやっていくということをお願いしながら、これから御理解をいただきながら、正当な取り扱いをしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 今、委任をすることは全部できないと言われましたが、しかし、今申し上げましたとおり、296条の3項には、全部または一部、全部ということがちゃんと入っておりますよ。管理委員会の同意を得て財産区管理会または財産区管理委員に委任することができるとちゃんとうたってあるんですから、何か言いわけのようなことばっかで、これはこれ以上言っても、もう時間もないのでここで打ち切りますが、これは今後納得いくまでこの問題を追及していきますので、これからもよろしくお願ひいたします。

それでは、時間も迫ってきますので次の質問に入ります。

プレミアム商品券のことについてですが、市外への販売ということで、国の地方創生政策により地方創生交付税が全国に配付され、プレミアム商品券が全国一斉に販売されました。その内容も多種多様で、全国的に多いのは1万円で1万2,000円の商品券が買えて、同一市町村内の、市町村の契約店で利用できるというものですが、中には2,500円で5,000円の商品券が買えるというものもありますが、注目をすべきものは、プレミアム商品券を発行する市町村以外の市町村のコンビニで販売されている市があります。そうすれば、プレミアム商品券を買った人は販売元の市町村へ行かなければ買い物ができないので、販売元の市町村では、いわゆる外貨稼ぎになるという仕組みで、特に観光地の宿泊施設では、指定されたホテルに限りプレミアム商品券にさらに20%の割引サービスがプラスされるというようなものもあります。

これは内容をよく聞いてみますと、ホテル、民宿等がプラスアルファを負担する仕組みになっているようですが、郡上市も商工会などと話し合いをすればどんなことでもできるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

これは市内の消費活動を促進するだけでなく、市外の消費者の外貨を稼ぐ政策を打ち出すことが大切です。それが商工観光部の使命ではないでしょうか。

質問として、以上のことについて商工観光部では、郡上の商工会を指導する立場からどのような考えを持っておられるのかお聞かせを願ひます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 御質問の要点につきましては、市外の消費者にどう使ってもらおうかというような視点だと思います。

ちなみに、冒頭おっしゃられましたプレミアム商品券につきましては、これ資金決済に関する法律という法律に基づきまして、団体が商品券を発行するというような、そういうような制度でございまして、特にうちの場合は商工会が発行しておりますものに委託しておりますものですから、第三者が発行する商品券ということで、届け出、あるいは登録の義務はございます。販売所についても登録届け出の義務はございます。ただ、非常に煩雑な事務になりますものですから、適応除外がございます。

その適応除外と申しますが、郡上で今行っております6カ月未満の販売期間であるものについては適応除外いたしますよと。ですから登録届け出の義務はございませんよということから、恐らくよその市外のコンビニで売られておったというのは、そういうことやろうかと思います。特にコンビニにお願いして買っていただく、売っていただくということをすればいい話ですから、それは法律的には可能であるということでございます。

ただ、現在、内閣府に先般、御質問の通告がございましたものですから、問い合わせいたしましたら、全国的にコンビニのほうで売られておる例は聞いたことがないという回答でございました。いろんなふるさと何々券というのがありますものですから、その辺の情報が錯綜しておるんじゃないかなということ、ちょっと調べてみたんですが、例えばふるさと旅行券というような制度がございまして、これも交付金で各市町村、あるいは県がやられておりまして、このふるさと旅行券については、今岐阜県がやられました。

これは、岐阜県のやり方はコンビニじゃなくて、宿泊の予約のインターネットサイトです。そこで楽天トラベルとじゃらんネットという大手の旅行予約のサイトのほうへ委託して販売をしたというもので、1人1回最大5割の宿泊券の割引ができると。おまけに、その割引をそれだけで終わっちゃいけませんから、消費の押し上げ効果、押し上げるために各施設が努力してプレミアム分をつけると。例えばその旅館に泊まれば浴衣のリースを半額サービスしますよとか、朝食に1品つけますよとか、夕食にお酒1本つけますよとか、そういうサービス、あるいは郡上なんかですとほかの施設と、例えば高鷲のほうの農業公園施設の入場券を、泊まったらその入場券をただで差し上げますよとか、そういったようなサービスを今やられておる状況が見られます。

きのうまでに郡上でどれだけ予約登録しているか調べましたら、楽天トラベルで市内のホテル、旅館が69店舗加盟しておられますし、それからじゃらん、これリクルートですが、じゃらんネットでは、郡上市内で39店舗の方が加盟しておられますものですから、そのホテル、旅館のどこかにふるさと旅行券を使って泊まれたお客さんがみえるんでなかろうかというふうにして考えるところでございます。

話戻しますと、プレミアム商品券につきましては、市外ということも、やっぱり法的にはできるとさっき申し上げましたが、まずは、一つは経済的、経済の活性化という点では、やっぱり郡上のほうで消費していただくということで、郡上の加盟店を対象にその商品券が使えるようにしますし、また消費者側につきましては、やっぱりその交付金、交付金が当たるわけですから、郡上市内の人たちにその交付金について享受していただくということで、郡上市民の消費の押し上げ効果、あるいは消費効果を狙っておる、経済効果を狙っておると、両面から考えまして、郡上市内だけで商品券が買えるようにいたしております。

全国自治体、今のところ内閣府の調べですと、全てそういう形でやっておるといような状況でございます。

外貨を稼ぐ施策というのも非常に重要な施策と考えておるんですが、今回の商品券はプレミアム分を郡上市民の方に受け取っていただくという手法で行いましたものですから、御理解いただきたいと思います。

また、市外からの外貨稼ぐ方法っていろいろ考えておりまして、例えば、観光客が来られて、クレジットカードがなかなか使えないという、そういう大きい課題がやっぱりありますものですから、これは毎年やってるんですけど、ことしも外貨、クレジットカードを使えるような店をふやすような説明会もどんどんやっていきたいと思っておりますし、それからもう一つは、買ってかえってもらうものがなかなかないということで、それについても一生懸命商工会と共同してやっておりまして、例えば、つい最近、9月の初めに、東京のビッグサイトのほうで企業展をやったんですが、バイヤーが集まる場所なんですけど、そこへなかなか1品ずつ持っていったのはなかなかインパクトがないものですから、郡上ってブースをつくって今回試行的にやってみました。そういうようなことでも、郡上へ来ればこういうものを売るとるよって、そこをちょっと宣伝をするというようなことも、名古屋、あるいは東京でやっておりますものですから、また御理解をいただきたいと思います。

今後とも商工会と連携いたしまして、あらゆる手段でその地域経済の活性化ということ、外貨獲得ということをやっていききたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 時間がないのでちょっと走りますが、次に、郡上市を視察研修される市町村の来訪者について、6月の一般質問で時間がなく質問できなかったのを、改めてここで質問をいたしますが、郡上市議会も他の県の市町村へ行政視察を行うように、全国の市町村からも郡上市を視察に訪問される機会が多くあると伺っております。そのときの訪問の行程を伺ってみますと、ほとんどが下呂宿泊、郡上市訪問か、または高山宿泊、郡上市訪問というようになっているのが多いようですが、他県からの郡上市視察訪問の依頼を受けるときに、郡上市内宿泊を条件として受け入

れることはできないのでしょうか。

また、これは数年前に私の委員会では他県の視察訪問を依頼したところ、当地の市内で宿泊することを条件に受け入れられたことがあります。郡上市の場合は条件とまではいかなくても、積極的にアピールするべきではないかと思いますが、たとえわずかな人数でも郡上市繁栄のためには一つ一つの積み重ねであると思いますが、部長の商工会への考え方をお伺いいたします。時間がないので、もう簡単でよろしいですが、お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、視察受け入れの状況からまず初めにお話させていただきますけれども、確かにお越しいただき、我々も学び、そしてそこは大きなPRの場になるというふうにして認識をしておりますが、最近5カ年の間では、年間平均で34団体の視察を受け入れております。

これはNPOでありますとか、直接現場の施設に行かれるというものを除いて、市を通じて、市のほうで視察の御説明のお世話をしたという件数ですので、これよりは多いというふうに思います。

この平均で、この5年間で34件あるわけですが、この中で例えば県外で、県外から来られた団体が大体27団体あるわけですが、全体の8割ですが、その中でお泊りをいただいておりますのは平均すると7団体で4分の1、4分の1ぐらいの団体が郡上市に泊まっておりますと、そしてお食事をしていただいておりますのは全体の53%、半分より少し上と、こういう状況であります。

視察の総合の窓口は秘書広報課になっておりますけれども、やはり受けつける段階におきましては、いろいろ宿泊や食事の御予定をお聞きしながら、ぜひ郡上市でお泊りください、郡上市でお食事をというふうな、そういうふうな投げかけをさせていただいております。視察の御案内の当初、検討してみえる段階では、いろいろ観光パンフとか、宿泊の資料をお送りをするようにしております。

ただ、必ずしも郡上だけということだと、そういうふうにしてしっかり泊まっておりますけれども、2カ所、3カ所に及ぶ視察の場合には、あすの視察地へできるだけ近づいていかれるということもあると、そういうふうになりますと、必ず郡上市でお泊りいただくということを条件にしてしまうということもなかなかできないのではないかと考えておりますので、できるだけ今後ともお泊りいただけますように、あるいはお食事をとっていただけますように呼びかけて対応をさせていただきたいと思っております。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。ちょうど時間となりましたので、以上で質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時55分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時09分）

◎議案第122号から議案第135号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程16、議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括議題とし、質疑を行います。

議案第122号、議案第123号の2議案については、質疑通告がありませんので質疑を終わります。

議案第124号について、質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

8番 山田忠平君の質疑を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 質問であります、条例の中身ではありませんが、一応特にこのことにつきましては、マイナンバーの安全対策というようなことでいろいろ言われておる中で、さきも日本年金機構の情報流出問題等で、セキュリティーの問題が課題となっておりました。

そういった中で、条例の第11条の中に目的外利用とか外部提供、そんなようなことがずっと載っておりますけれども、職員の中で扱いに関するところの専門的知識を持ったスタッフがなかなか地方においては確保できないとか、あるいは危ういというようなことがある、情報でも流れておりました。

そういった中で、郡上市内においては庁内における専門的な職員の関係のこと、それから知識を持った職員の関係のことと、それから各扱いをする部署におけるいろいろな取り決めとかあるいは研修といったことも踏まえて、特に今度カードになりますと、一般のものとやや扱いが違うんじゃないかと思いますので、そういったことについての庁内の取り扱いについての内容をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、私のほうからは特定個人情報、マイナンバーを含む特定個人情報のセキュリティーということについて、総務部としての取り組みについて説明させていただきます。

たいと思います。

特定個人情報につきましては、個人情報よりさらに厳格な法は必要であるということがありますので、国が定めております特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインというのがございますので、それに基づきまして情報の保護に関しまして組織として取り組む共通事項を規定していきたいというふうに思っています。

これ仮称でございますけど、郡上市特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針、こういうものを現在策定中でございます。

その主な中身でございますけど、まず組織体制の整備といたしまして、責任者、監督者、事務取扱者、担当者等の設置及び責任の明確化、２点目としまして、事務取扱者が取り扱う特定個人情報の範囲、それから役割等の明確化、３点目としましては、事故等があった場合の連絡体制の整備、そういったものを組織として整備していきたいというふうに思っております。

続きまして、人的安全対策といいますけど、これは事務取扱担当者等の監督者の責任といいますか、そういうところの役割、それから２番目としましては、事務取扱担当者の教育ということで、それに対する教育的なこと、こういったものをどうしていくかというところについても整備していきたいと思っております。

３点目が物理的安全対策としまして、特定個人情報の取り扱い区域の明確化ということで、これはシステム等の関係で、どういったシステムでこの取り扱いを行うかというところでございますので、これにつきましては今の情報セキュリティー、そういった関連でございますので、こっちは後ほど市長公室長のほうから説明させていただきたいと思います。

物理的安全の２点目でございますけど、書類の保管場所等の施錠対策等として、紙媒体等のどうやって書類を保管するか、そういったこともはっきり明確化していきたいというふうに考えております。

３点目としましては、特定個人情報の削除及び廃棄の方法でございますので、そういったマイナンバー等が入った書類等々につきまして、データ上削除する方、それから処分ですね、処分するときにはこういったことで注意していきたいと、そういった安全対策、そういったものを方針を定めまして、各部署のほうに説明させていただき、そういったことを明確化することによってマイナンバーを含む特定個人情報が漏れるというようなことがないようなセキュリティー対策を今とっておるところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、私からはいわゆる全庁的にこの業務が及ぶといえますか、広くさまざまな部署に及びますので、そういうところとどう庁内で連携をして今まで準備をしてきたかということでお話をさせていただきたいと思います。

それで、ちょっと資料を幾つかお配りしましたが、ちょうど2年前の、2年まではたってませんが、第1回郡上市社会保障・税番号制度連絡調整会議というので名簿をちょっとつけさせていただきました。これ今から2年前の10月25日に発足をさせた連絡調整会議ですけれども、このマイナンバー制度をしっかりと郡上市内としては職員が理解をし、その準備に遺漏がないということをやっていくために、まずその全体としての窓口を市長公室の企画課の中に持ちまして、実際の現場のラインというのは、やはりその名前のとおりでありまして、健康福祉部でありますとか、総務部でありますとか、そういうところで多くの業務が発生するわけではありますけれども、全体の連絡調整とどこかに誤りがあるって気づかないと、そういうことではいけないというふうな形で、ごらんをいただきましたような各部の部長が入り、また各部の関係する課長が、全部の課長が委員として入ると、こういうものを2年前から立ち上げて、そして準備をさせていただいたと。互いに情報交換をし、これはどういうふうになっているんだろうとか、そんなふうなやり取りをしながら、ちょうど今回このいわゆる条例を上程をさせていただいたわけですが、例えばこういうふうにして例規の改正でありますとか、あるいはシステムの改修、あるいは新しい機器の導入と、そういうことにつきましては、こういうふうな調整会議等を通じて、庁内で検討をして取り組んできたということでございます。

それから、その意味におきましては、やっぱりそういうふうにして確認し合って、そして対応を詰めてきましたから、担当者レベルとしてはそれへ向けての専門的な知識を身につけて、そしていろいろな例規の整備等をしてきたというふうに言えるというふうに思います。

今後のことですが、マイナンバー制度につきましては10月5日に施行されると、国民一人一人への個人番号の通知が始まって、それから来年1月には実際に番号の利用が開始されることから、これから直担当の職員を越えて、やっぱり例えて言いますと振興事務所、それから直接担当者でない職員、そこに対してはしっかりとキックオフといいますか、始まりへ向けた確認の意味での機会をしっかりとつくっていくということにしておりますので、それはこれから始まっていくまでの間に、そういう職員全員を対象とした制度に関する理解と、そして現場における業務はこうなっていくということにつきましては、そういう機会を持っていくというふうに予定をしております。

それからなお、現在、日本年金機構の情報漏えい問題等に端を発して、情報セキュリティの強化の指示があったりしますので、いろいろとそういう日々いろいろな対応ということが生じてまいりますが、これにも情報課を中心として、システム的にはしっかり対応させていただきたいと思っております。

それで、システムのほうでありますけれども、こちらにつきましては、ちょっと先般、補正予算のときにもお配りをしたネットワークの概略図が一番いいかと思ってお配りしましたが、この裏には全ての言葉の説明をちょっと今回つくって付しておりますので、これを見ていただきたいという

ふうに思います。

それで、セキュリティーに関しましての制度面につきましては、これまでも総務部長の話にも出てきておりますけれども、法律に定めがある場合を除いてマイナンバーの収集保管は禁止がされております。法律に違反した場合の罰則は従来に比べて強化されている等々のことがあって、それから人的な措置につきましては、これはもともとインターネットが郡上市も活用させていただいておりますし、住基ネット等の導入もありましたので、いわゆる住基ネット専用のセキュリティー委員会もあります。これは総務部のほうで仕切ってもらってますし、インターネットを初めとする情報通信機器全体のセキュリティー委員会というのは、情報課が事務局で持っておるわけですが、そういうところを通じながら職員の情報セキュリティーに関する意識向上を図るということで、一昨年、ちょうど先ほどの連絡会議を始めたそのときに、課長級を対象とした情報セキュリティー研修を行いました。

昨年26年度につきましては、課長補佐に対する情報セキュリティーの研修を行ったということで、それから、情報セキュリティーポリシーというのを毎年各部で現場で確認して、それに対する手順書を全部つくってくださいねというのをやっていますが、そういうものの中に指定があるんですけど、内部総合監査といいまして、例えば市民課と税務課でありますと、市民課の職員が税務課を監査し、税務課の職員が市民課を監査すると、そういうふうにお互いがここがちょっとまずいんじゃないかと、それはもう可視台帳から目に見えない電子情報まで含めてですけど、そういう相互のやり取りを毎年春秋2カ所ずつやってきております。そういうことを通じて意識づくりと、それから不都合な点の改善ということに、この間、取り組んできたところでございます。

それから、システム面のことでございますけれども、これは引き続きこの制度が動き出したとしても、個人情報とは1カ所に全て集中管理されるのではなくて、分散管理されてますから、それを符号によって情報をつなぐということになるわけですので、自然に芋づる式の情報漏えいということは防止されているというふうに認識をしております。

それから、行政機関内の情報連携には個人番号は直接使わないという符号変換が行われることになっております。

そして、先ほどお配りした裏のちょうど下から3つ目をござんいただきたいんですけど、回線がネットワーク回線につきましてはL GWANと言いますけど、総合行政のいわゆる専用行政ネットワークを使用します。一般の公衆回線でやりますといろんなものが同時に走ってるわけですけど、これはもう行政の専用回線ということですので、いわば閉鎖されたネットワークの世界がそこにはあって、そこにはなかなか入ることは普通はできない。

一番上にありますファイアーウォールのように、コンピューターがネットワーク、外部ネットワークの境界には全てファイアーウォールというのが設置をされておりまして、さまざまなウイル

ス、いろいろなサイバー攻撃というものに対応していくということになっているということです。

もちろんサイバーテロと言われる時代ですから、これは国が直接管理、監視してますけども、それで万全だと言えるということはなかなか難しい時代だと思いますけれども、そういうふうなシステム面の対応はなされております。個人情報扱う住民情報系につきましては、24時間データセンターにおいて監視しております。

そして、システムのアクセス制限をしておりますので、特定業務しか個人番号にアクセスはできないということですし、システム権限で設定してありますから、特定の職員のみその仕事の中に入っていけるという仕組みです。

そして、それをもしその職員が何に使ったかというふうなことに付きましても、それは記録をされて、万が一それが不正なアクセスであったりするものは記録されますから、そしてそれがもう少し先になりますけど、いわゆるポータルサイトで国民誰もが自分の情報を誰がいつ何のために使ったかというのは、自分でそれは確認できるという、そういう仕組みになっておりますので、相当程度今まで以上に厳密な仕組みになっているというふうに思います。

それから、よくあるんですけど、USBメモリという、これくらいのスティックで情報を外部記憶装置で持ち歩くと、そうすると場合によっては役場の仕事、市役所の仕事をうちでちょっと宿題をしてくるみたいなことが今まであったわけですけど、これも現在でも全部とも確認をして、許可したものしかできないということになってますけど、ここにおいては接続を禁止するという方針が今出ます。

特定個人情報ファイルを機器または電子媒体等に保存していくときには原則暗号化、またはパスワードによりひらく扱いとすると、こうふうになってますので、いわば相当ガチガチの世界、それから閉鎖的な環境でありますので、もし職員が何かの関心を持って業務以外でアクセスするということが、これが一番逆に心配される面もありますけど、それも先ほど申し上げたような制限されて、アクセスしたものは記録されると、そういう形の中で未然に防止をしていくと、以上のような形でセキュリティーにつきましては制度面、人的措置、それからシステム面というふうな形で万全を期していきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今いろいろと対策について、あるいは庁内についての取り組みを御説明いただきました。もちろんこのことはメリット・デメリットもありますけども、将来的にはやっぱりメリットのいいほうに、よかったということになるようにあれなんですけども、やっぱり中でそのカードが発行されることによって、それぞれの住民の人も本当に紛失とか、あるいはいろんな悪用とかってというようなことの不安、やっぱりそれぞれ心配をされるので、いろんな形でやっぱり周知

っていいですか、市民の皆さんに理解を得られるようなことをぜひしておっていただきたいなということを思います。

いよいよナンバーを通知をされるんですけども、やっぱり自治体によっては所在の不明の方が大勢みえるとか、あるいは1人、独居のひとり老人で自己判断ができませんような人について、そういうことが行った場合にどうなるのかということ、不安も随分聞かれますので、これちょっと質問に入っていないんであれですけども、そんなことも含めて当然対策はされておると思いますが、より一層のシステム、あるいは運用、そしてまた各個人個人にナンバーが行った場合の対応、いろんなことを含めて十分な体制で取り組みをしていただきたいことを要望して終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で議案第……

（発言する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 通告がありませんので……

（「今説明があったのでお願いしたいんですけど（ ）」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で議案第124号の質疑を終わります。

議案第125号から議案第128号の4議案については、質疑通告はありませんので質疑を終わります。

議案第129号について、質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） この129号の御説明をいただくとき、部長さんのほうからのお話で、この畜舎の運営については、来年ぐらいから貸し付けを行うという発言がありました。先ほど資料を配っていただきましてある程度のことはわかってきたんですけども、この旧の中には畜舎運営事業とあります。新には、これはカットされておりますけれども、別表のほうには、第7条関係で畜舎使用料ってあるんです。ですから、この畜舎を運営するということについて、どう捉えていいのか、このカットされる部分と、この辺のところ、貸し出しをするというんならば畜舎の運営というのは要るんじゃないかなっていう気がしてますので、ちょっとその辺の御説明をいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） お答えいたします。

条例の上程のときも概要は説明しましたが、この水沢上牧場ですが、昭和60年に明宝の奥住のほうに建設されたものでございます。28年ほどたっております。

事業といたしましては、今お話がありますように、畜産農家から牛を譲り受けまして、預かりまして、その期間だけ放牧をする放牧事業と、そして市がみずから牛を所有して、その牛を畜舎で飼

って、年中飼つとる畜舎運営事業というものがございました。

この畜舎運営事業のほうは、行政運営の効率化という、そういった検討もしまして、市が直接牛を飼って飼育するということは、昨年度をもって廃止したというところでございます。この部分で、畜舎運営事業については、この条例中から関係部所を削除するものでございます。

議員御指摘のほうの資料のほうのお配りしております牧場条例が全て載ってますが、4条のほうに事業の種類がございまして、これで牧場、放牧事業と畜舎運営事業がございまして、この部分はもう放牧事業だけにすることです。

御指摘のように、1枚めくっていただきますと、使用料のほうで放牧使用料と畜舎使用料がまだ畜舎使用料も載つとるんじゃないかというふうな1点は御質問だと思うんですが、これにつきましては、放牧を今8月現在78頭ぐらい放牧しとるんですが、その牛がちょっと様子が悪うなったりとか、普通はずっと放牧して牧草地に放し飼いでいるんですが、調子が悪くなったとか、そういった一時的なときに、この牛舎のほうを2施設だけ残しておきまして、そこへ入れて緊急避難的なために放牧してる牛を入れるための畜舎でございまして、その場合は1頭、これに書いてありますように、1日1頭500円をいただくという格好です。放牧につきましては、1日200円ということでしたいております。

施設、どれだけあるかということですが、ちょっと見にくいので申しわけございませんが、5ページ、6ページのほうにあるのですが、5ページのほうが全景の部分です。現在のめいほうスキー場のほうの駐車場の手前の部分に畜舎がございまして、放牧はめいほうスキー場のゲレンデのほうへ放牧しているような格好でございます。拡大したものが6ページにございまして、ここに施設がこれだけございまして、市の管理して、今後も放牧した牛を一時的に入れるというところはナンバー1とナンバー2の、この牛舎とメーン養舎、これを使って入れると、この部分は条例から外さずにその牧場事業として活用いたします。

そして、あとのこのほかにあります管理棟ですとか、繁殖牛舎とか堆肥牛舎ですが、ナンバー、ここで7つぐらいあるんですが、これにつきましては国の制度事業で昭和62年に整備しております、耐用年数が12年から28年ということで、既に耐用年数来たものもございまして、28年につきましては、ことしの11月末をもちまして国の補助金の返還の適用期間が終了いたしますので、分制限期間が終了いたしますので、施設は今後それをどうするかということですが、有効活用をしていくということで、民間のほうへ貸し出して使用しては。将来的には譲与しまして、行政の関与をなくしたいというような思いがございまして。

条例中に、そのまま貸し出すなら残して貸し出し規定を設けてやればどうやっていうふうな、もう1点は御質問だと思うんですが、自治体の所有する財産といたしましては、定義としましては、大きく分けまして行政財産というものがございまして、それは地方公共団体が自治体、行政目的で

使用する財産も行政財産というわけですが、それと普通財産ということで、それ以外の財産ということで、行政財産は市役所ですとか消防署、あと市民会館ですとか文化センター、そういったものでございます。

そういったものと、あとそうでない財産ということで普通財産というものがあるんですが、民間に何らかの格好で事業を営んでもらうためには、方法といたしましては行政財産は目的外使用ということで、行政財産として目的を逸脱しない限りで貸し出す方法、どういうものかと申し上げますと、道路のところに電柱を建てて、電柱の敷地を貸し出したりですとか、公園に自動販売機を置いて、その自動販売機の土地を貸し出したりとか、こういった場合は行政財産の目的外使用っていうふうな貸し出しの方法がございます。

もう1点は、公の施設としてそのものを使用させる、条例で書きまして、そこについて使用料を幾ら取るというような格好で、使用に関して貸し出すという方法がございます。

もう1つは、行政財産から普通財産に切りかえますと、普通財産は貸し出しすることが可能というふうに自治法で書いてございますので、そういった格好で全てを貸し出したい場合は、一般的に普通財産に切りかえまして貸し出すという方向ですので、今回の条例でこの部分を廃止することによりまして、今の畜舎運営事業に係るこの施設につきましては、普通財産というふうな取り扱いになりますので、今後この普通財産につきまして貸し出してというふうなことで有効活用を図りたいということでございます。

水沢上牧場のほかに前も高鷲のほうに牧場があったんですが、それにつきましてもそういった格好で普通財産っていう位置づけで貸し出しておりますので、そういう格好で今後やっていきたいと思えます。

まだ決定はしておりませんが、市内のほうの方に公募をとりまして、そこから有償貸し付けをできれば来年の早々から、1月から貸し出していきたいなというふうなことを思っております。

そして、最終的には大分老朽化しておりますので、ずっとそれを行政の中で関与するよりは、丸ごと譲与していきたいというふうなことも考えております。価格につきましては、まだ今検討中ということで、高鷲の牧場のこともございますのでそういった面や、今の残存価格的部分もございしますので、そういったものも考慮しながら、適切な価格で今度貸していきたいというふうなことを思っています。

ということで、この部分については、この条例中では、条例の規定による貸し出し方法じゃなくて、普通財産として貸し出すというふうな方向でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 大体わかりましたが、この文書だけ見ると、畜舎っていう部分と、外れる

部分と外れん部分の説明がなかったものですから、理解はしましたけれども、何となくこの条例から外す必要があるのかなっていう思いがしましたので質問させていただきましたけれども、貸し付けをされるということですので、また何らかの形でその決まったものをお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第129号の質疑を終わります。

議案第130号から議案第135号までの6議案について、質疑通告はありませんので、以上で質疑を終わります。

議案第122号から議案第135号までの14議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、所管の常任委員会に審査を付託いたしました14議案については、会議規則第44条第1項の規定により、10月6日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号から議案第135号までの14議案については、10月6日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

（午前11時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨